の変更を内容とする定款の改正を命ずることはで

則及び同法第一二九条の規定による遊漁規則につ 六自治丁行発四九)。 また、漁業法第八条の規定による漁業権行使規 改正を命ずることはできない

(内部組織の編成)

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、 編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事) 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の 部組織の設置及びその分掌する事務について、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内 限に属する事務を分掌させるため、必要な内部||百五十八条 || 普通地方公共団体の長は、その権 組織を設けることができる。この場合におい 条例で定めるものとする。

その他の総務省令で定める事項について、都道定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨定しては改廃したときは、遅滞なく、その要旨 道府県知事に届け出なければならない。 府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都 るよう十分配慮しなければならない。 務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとな

※1項 長の権限に属する事務」=本法一四八・一 (平一五法八一本条全部改正) 四・二五二の二〇1~3、3項「総務省令」四九、「事務の分掌」=本法一五五・二〇 治則一二の三、「届出」=本法二五○の五 五二の二〇1~3、3項「総務省令」=自「事務の分掌」=本法一五五・二〇二の

分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設け ることができることとし、この場合において、 廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を 尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を 今般の改正は、都道府県の自主組織権を

> としたものであること(平一五・七総行行八七)。 及びその分掌する事務について条例で定めること 該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、

もに、既存の組織についても従来のあり方にとら となるよう十分配慮しなければならないものであ その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なもの 徹底することとされたいこと(同右)。 われることなく、スクラップ・アンド・ビルドを かつ機動的に展開できるような見直しを行うとと 題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的 ること。すなわち、組織の改編を行うに当たって 社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課

おいて、

任期満了の日前に行なわれた町長選挙に

引

とが必要となるものであること(同右)。 る組織の名称如何にかかわらず、条例で定めるこ 味するものであり、局又は部若しくはこれに準ず 務を分掌するために設けられる最上位の組織を意 部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事 本条第一項の地方公共団体の長の直近下位の内

実例 を有する(昭二八・一自丙行発一)。 局部設置条例の発案権は、知事のみこれ

← 議会は、部の設置に関する条例を修正しうる 行法では第二項)の趣旨を逸脱できない が、その範囲は、本条第一項及び第二項後段(現 八・一自行行発一八)。

四九・一行政課決定)。 名称又は所掌事務を変更する修正はできない 議会は改正条例案に含まれていない既存の部の 留

(事務の引継ぎ)

第百五十九条 普通地方公共団体の長の事務 継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。 (平一八法五三本項中改正) の引

2

前項の政令には、正当の理由がなくて事務の

科する規定を設けることができる。 引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を (昭二二法一六九、平六法四八本項中改正)

※1項「政令」(事務引継に関する規定)=自治令 一二二の二・一二三・一二八・一三〇~一三二、 「過料規定」=自治令一三一

第百六十条 削除(昭三七法一〇九) き続き町長となつた場合は、事務引継の必要はな い(昭三三・八自丁行発一二八)。 町長が現職のまま立候補の上当選し、

補助機関

(副知事及び副市町村長の設置

第百六十一条 都道府県に副知事を、 ができる。 市町村長を置く。 ただし、 条例で置かないこと 市町村に副

2 副知事及び副市町村長の定数は、 条例で定

※「身分」=地公法三3 (平一八法五三本条全部改正)

役(現行法では会計管理者)は、労働基準法第 ○条にいわゆる使用者に該当する(昭二五・七自 助役(現行法では副市町村長)及び収

* 助役(現行法では副市町村長)の定数を二人と * 助役(現行法では副市町村長)の職務権限等か きないものと解する(昭二七・三地自行発八八)。 らみて、助役を任意に非常勤の職とすることはで より決定した場合、一般的には廃止する条例にお する条例を廃止し、一人とする条例を議員発議に

長はいずれか一人の助役を解職しなければならな 講ずべきであるが、かかる規定のない場合は、 い(昭三二・八自丁行発一四四)。 現任助役の残任期間等に関し特別な措置を 市

* 副知事又は助役 (現行法では副市町村長) 三四・一一自丁行発一五七)。 かない場合は、必ず条例の制定を必要とする

,副知事及び副市町村長の選任)

方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任百六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地

※「欠格事由」=本法一六四、 (平一八法五三本条中改正) | =本法一六三、「解職の請
六四、「兼任禁止」 =本法

選任に当り議会の同意を求める発案権は市長に専実例】 市長が助役(現行法では副市町村長)の 求」=本法八六~八八 六六1・2、「解職」 市長が助役(現行法では副市町村長)

くして市長は助役を選任できない 市長から提示された助役(現行法では副市町 属する(昭二五・九自行発一九七)。 自丁行発二〇二)。 長)を議会が同意しなかつた場合、議会の同意な (昭二九・一一 村

副知事及び副市町村長の任期

第百六十三条 は、任期中においてもこれを解職することがで四年とする。ただし、普通地方公共団体の長百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、

(平一八法五三本条中改正

※「期間計算」=民法一四三、 法八六~八八、「事務の引継」 起算日は、事前に就任承諾があれば発令の日であ 助役(現行法では副市町村長)の任期の 「解職の請求」 =本 =本法一六六2

> なければ就任承諾の日である Ŧi.

ある (昭二七・一〇自行行発六九)。 期限とすることは、助役の同意があつても違法 助役(現行法では副市町村長) 助役の任期を村長の任期限をもつて助役の任物役(現行法では副市町村長)を選任する場

副知事及び副市町村長の失格事由)

第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第 副市町村長となることができない。 十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は

(昭二五法一〇一、平一一法一二二、 平一八法五

条第一項の規定に該当するに至つたときは、 の職を失う。 副知事又は副市町村長は、 公職 選挙法第十 そ

、副知事及び副市町村長の退 (昭二五法一〇一、平一八法五三本項中改正

第百六十五条 きる。 を得たときは、 申し出なければならない。ただし、議会の承認 までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に するときは、その退職しようとする日前二十日 理する副知事又は副市町村長は、退職しようと 普通地方公共団体の長の職務 その期日前に退職することがで

(平一八法五三本項中改正)

2 職することができる なければならない。ただし、当該普通地方公共日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出 [体の長の承認を得たときは、 前項に規定する場合を除くほか、 町村長は、その退職しようとする日前二十項に規定する場合を除くほか、副知事又は その期日前に退

(平一八法五三本項中改

- =本法一六六2、

|| 本

※「長の職務代理をする副知事・副市町村長」 知事・副市町村長の欠けた場合の職務代理者 法一五二1、「事務の引継」 本法一五二2・3・二五二の一七の八

発乙三三八)。 出て退職の手続をするものである(昭二二・五 項により当該知事の職務を代理する副知事に申し 他の副知事が退職しようとするときは、本条第二 が知事の職務を代理し、知事の職務を代理しない 副知事を二人以上置く場合一人の副

* 議員の現在数が議員の定数の半数未満となつて 欠員であり、長も欠員の場合に、助役が退職しよ 議会が成立せず、かつ、議長及び副議長がともに

二三・八・一二。 うとするときは、年長議員に申し出ればよい

役(現行法では副市町村長)が、本条第一項の規 七・一二・二六)。 めて本条第二項に規定する手続は要しない が就任した場合は、右助役が退職するためには 本文の規定による退職の効果発生の日以前に町 定により議会の議長に退職の申出をしたが、 町長が欠員のため町長の職務を代理して 長

ずるものといわなければならない 対し退職の申出がなされたものとしての効力を生 有無、その時期のいかんを問わず、 が受理すれば同書記から議長に対するその伝達の 知事及び副市町村長の兼職 村長職務代理助役の退職届を村議会書記 微禁止・ 議会の議長に (昭二八

第百六十六条 官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公 副知事 及び副市町村長は、 検察

団体における公安委員会の委員と兼ねることが

(昭二五法一〇一、 本項中改正) 昭二六法二〇三、平一八法五三

用する。 条の規定は、 第百四十一条、 副知事及び副市町村長にこれ 第百四十二条及び第百円 五 を準 干九

(平一八法五三本項中改正

定に該当するときは、これを解職しなけ 村長が前項において準用する第百四十二条の規・普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町 いればな 2

※1項「検察官」=検察法三、「警察官」=警察法 (昭三六法二三五本項新設、 三四・五五・六二、「収税官吏」=税犯法一・二、 平一八法五三本項中改

務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた 職」=本法一六三 |公安委員会の委員」=警察法三九、3項 | 解 助役(現行法では副市町村長)に一般事 3

分課、職制等の定がない場合において、長又は長 場合においては、いわゆるその職務の「事務取 ができることは当然である(昭二七・九自行行発 を補佐する者としての助役が一般事務を行うこと 扱」を命ずることはできるものと解する。なお、

第二項の規定に反するものではない 職務を取り扱うだけである限りにおいては、本条 長)が、一般職である常勤の部長が欠員のため便 役が部長の職を兼ねるのではなく、一時的にその 宜一時的にその部長の事務を取り扱うことは、助 部制をしいた市の助役(現行法では副市町 (昭二七・一 村

(副知事及び副市町村長の職務)

第百六十七条 長の職務を代理する。 別に定めるところにより、 補助機関である職員の担任する事務を監督し、 長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その 方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地 普通地方公共団体の

(昭二六法二〇三本条中改正、 平一八法五三本項

事務の一 定により委任を受け、その事務を執行する。 務の一部について、第百五十三条第一項 前項に定めるも 部について、第百五十三条第一項の規普通地方公共団体の長の権限に属する1定めるもののほか、副知事及び副市町

長は、 前項の場合においては、普通地方公共団体の (平一八法五三本項新設) 直ちに、その旨を告示しなければならな

(平一八法五三本項新設

|長の臨時代理及び補助執行」 | 本法 | 「別に定め」(長の職務代理) =本法一五二1、 |長による指揮監督| =本法一五四

第百六十八条 (会計管理者の設置) 普通地方公共団体に会計管理

八を置く。

2 関である職員のうちから、普通地方公共団体会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助 長が命ずる。

(平一八法五三本条全部改正)

※2項「補助機関である職員」

=本法一六一~一七

副知事及び副市町村長は、 2

は兄弟姉妹の関係にある者は、

ることができない。

(平一八法五三本項中改正)

しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又

普通地方公共団体の長、副知事若

〔会計管理者になることができない者〕

ときは、その職を失う。 会計管理者は、 前項に規定する関係が生じた

(平一八法五三本項中改正)

※1項「長」=本法一三九、 【実例】 兄弟たる関係とは養実の兄弟たる関係あ =本法一六一、「監査委員」 =本法一九五 含まない(大七・四・二六)。 るものをいい、配偶者の兄弟たる関係あるものを 「副知事・副市町村長

まない(昭二二・八地発乙五五六)。 一視された養父、義兄弟等を含むが姻族関係は含 第一項には、血族関係及び法律上血族関係と同

(会計管理者の職務権限)

第百七十条 該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 定めがあるものを除くほか、会計管理者は、 法律又はこれに基づく政令に特別 当

(昭二七法三〇六、昭三一法一四七本項中改正、 三八法九九本項全部改正、 平一八法五三本項中改正、昭

2 とおりである 前項の会計事務を例示すると、 金に属する現金を含む。)の出納及び保管 現金(現金に代えて納付される証券及び基 おおむね次の

行うこと。

小切手を振り出すこと。 有価証券 (公有財産又は基金に属するも

行手法

[判例] 市の水道局給水課長が上告人の本件建物 についての給水装置新設工事申込の受理を事実上 拒絶し、申込者に対する旨の意思表示をしたものでは なく、申込者に対する旨の意思表示をしたものでは なく、申込者に対し、右建物につき存するものでは なる、申込者が、その後右工事申込に関 してなんらの措置を講じないままこれを放置して いた場合、市の水道局給水課長の当初の措置のみ によつては、未だ、市の職員が申込者の給水装置 いた場合、市の水道局給水課長の当初の措置のみ によつては、未だ、市の職員が申込者の給水装置 いた場合、市の水道局給水課長の当初の措置のみ によつては、未だ、市の職員が申込者の給水装置 いた場合、市の水道局給水課長の当初の指置のみ によっては、未だ、市の職員が申込者の給水装置

* マンション建設事業主に対し、法が認めておらずしかもそれが実施された場合にはマンション建築の目的の違成が事実上不可能となる水道の給水契約の締結の拒否等の削数指置を背景として、指契約の締結の拒否等の削数措置を背景として、指契約の総式の給水契約の締結及び下水道の使用なければ水道の給水契約の締結及び下水道の使用なければ水道の給水契約の締結及び下水道の使用なければ水道の給水契約の締結及び下水道の使用なければ水道の給水契約の締結及び下水道の使用なべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ない(平

(申請に関連する行政指導)

五・二・一八最高裁)。

※「申請」=本法二3号

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく
処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使 することができない場合又は行使する意思があり、 者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことによ 者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことによ り相手方に当該行政指導にあってとを余儀なくさせる ようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

て、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対し

7) カスト、 きなご () こる方

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方と 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方のがら前項に規定する事項を記載した書面の交付を求めから前項に規定する事項を記載した書面の交付を求めから前項に規定する事項を記載した書面の交付を求めい。

用しない。 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、

るもの 相手方に対しその場において完了する行為を求め

(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によってあって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) によりその相手方に通知されているものをいう。) によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

税法一八の四2 ※2項「他の法律による2項の適用除外の例」=地専項を同一の戸室を対象をもの

(複数の者を対象とする行政指導

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導をしようとするとががある。

【本章に関わる参照条文】 「本法による本章の適 ※「行政指導指針」=本法二8号ニ、「他の法律に

第五章 届出

用除外」 = 本法三

(届出)

されている機関の事務所に到達したときに、当該届出 る場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先と の法令に定められた届出の形式上の要件に適合してい と、届出書に必要な書類が添付されていることその他 をすべき手続上の義務が履行されたものとする。 ※「届出」=本法二7号 届出が届出書の記載事項に不備がないこ

長官は、提出がなかったものと取り扱うことはで に送付しなかったとしても、文部大臣又は文化庁 を受理し、意見を具して文部大臣又は文化庁長官 なり、都道府県教育委員会が同条二項に従いこれ 到達したときに、手続上の義務を履行したことに により提出先とされている都道府県教育委員会に 合している場合には、文化財保護法一〇三条一項者は、これが法令に定められた形式上の要件に適 きなくなる(平九・一一・二○福岡高裁)。 又は文化庁長官に書類等を提出して申請等をする 行政手続法三七条等によれば、文部大臣

2

【本章に関わる参照条文】 | 適用除外| 」=本法

意見公募手続等

第三十八条 命令等を定める機関 (閣議の決定により命 にしなければならない。 命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定 をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、 める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるよう 令等が定められる場合にあっては、当該命令等の立案

(命令等を定める場合の一般原則)

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても □該命令等の規定の実施状況、 社会経済情勢の変化等

> 討を加え、 を勘案し、 その適正を確保するよう努めなければなら 必要に応じ、当該命令等の内容について検

※「命令等」=

(意見公募手続

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとす の意見を求めなければならない。 (以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間 連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。 る内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関 る場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとす

名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明つ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題』 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的か 示されたものでなければならない。 第一項の規定により定める意見提出期間は、 一同項の

3

定は、適用しない。 次の各号のいずれかに該当するときは、 第 項 の規 公示の日から起算して三十日以上でなければならな

4

いう。)を実施することが困難であるとき。 第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」と 令等を定めようとするとき。 その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命 るべき金額及び率並びに算定方法についての命令等 正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎とな 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行う る命令等を定めようとするとき。 ために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となる べき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定め

若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条 項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第 て政令で定める命令等を定めようとするとき。 益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員 反する利害を有する者の間の利害の調整を目的とし を経て定めることとされている命令等であって、 会等において審議を行うこととされているものとし に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議 て、法律又は政令の規定により、これらの者及び公 二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第

令等と

実質的に

同一の

命令等を

定めようとすると 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用に うとするとき。 ついて必要な技術的読替えを定める命令等を定めよ

るとき い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとす 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴

とする命令等を定めようとするとき 要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容 規定の整理その他の意見公募手続を実施することを 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる

(意見公募手続の特例) ※4項4号「委員会等」=行手令四

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする 場合において、三十日以上の意見提出期間を定めるこ 命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければ 間を定めることができる。この場合においては、当該 三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期 とができないやむを得ない理由があるときは、前条第

かわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しな 準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にか を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定

Gov [電子政府の総合窓口] を用いる(平一八・ 募手続の公示の方法と同様に、原則としてe-般の意見を求める、③公表の手段として、意見公 として三○日以上の意見提出期間を定めて広く一 等の「案」及び「関連資料」を公表する、②原則 る。①意見公募手続について求められるものと同 要素として以下が満たされていることが必要であ じた手続」については、意見公募手続の基本的な 委員会等が実施した「意見公募手続に準 2

3 当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。 この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提 おそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、 公示し又は公にすることにより第三者の利益を害する その他の適当な方法により公にしなければならない。 出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付け 見を整理又は要約したものを公示することができる。 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもか

旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実 は 命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期 かに該当することにより意見公募手続を実施しないで 公示しなければならない。 びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに 施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並 かわらず命令等を定めないこととした場合には、その 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれ 第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨について 次に掲げる事項を公示しなければならない。ただ 同項第一号から第四号までのいずれかに該当する

第四十二条

(提出意見の考慮)

ある (平一八・三総管第一三九)。

内容を理解する上で必要な情報を提供するもので

「関連資料」は国民が命令等の

「案」の

努めるものとする。

に、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に 見公募手続の実施について周知するよう努めるととも

て命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意

命令等制定機関は、意見公募手続を実施し

(意見公募手続の周知等)

三総管第一三九)。

ければならない。 いて同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しな をしないものにあっては、公にする行為。第五項にお て命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布

ことにより意見公募手続を実施しなかった場合にお

当該命令等自体から明らかでないときに限る。 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理

命令等の題名及び趣旨

における情報通信の技術の利用に関する法律 「情報通信の技術を利用する方法」=行政手続等

命令等の題名

その旨) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、 命令等の案の公示の日

びその理由 た命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施し

に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要

命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を

第四十四条 号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会 ことにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施 えるものとする。 等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替 ついて公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四 案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案に のは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の おいて、第四十二条中「当該命令等制定機関」とある めないこととした場合について準用する。この場合に 定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定 規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制 しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の 項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当する 実施しないで命令等を定める場合について、前条第 することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当

(公示の方法)

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一 うものとする。 方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行 項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する 四項(前条において準用する場合を含む。)及び第五 (前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項 前項の公示に関し必要な事項 は 務大臣が定

※2項=総務省告示第七八(平一八・二・三

しなければならない。

命令等制定機関は、意見公募手続を実施し

ての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮 令等制定機関に対し提出された当該命令等の案につい

て命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命

命令等制定機関は、意見公募手続を実施し